

第4章 基本方針

4-1 課題に対応する「視点」と「施策の方向性」

前章で整理した8つの課題に対応するため、5つの「視点」と10の「施策の方向性」を整理しました。この施策の方向性のもと、概ね今後10年間に具体的に事業を実施していくための施策を展開します。

以下の内容は、県立都市公園全般を対象としているため、個々の県立都市公園においては、各県立都市公園の特性に応じ「個別公園の整備・管理計画」を策定しますが、その策定においては、以下に示す「施策展開の具体例（メニュー）」全てについて取り組むことをめざすものではなく、本基本方針をもとに限られた財源の中で、効率的かつ効果的な運用をする視点も含め、各県立都市公園の特性に応じた施策展開を図ることとします。

対応課題	視点	施策の方向性	施策展開の具体例（メニュー）
課題4 課題8	Ⅰ 自然環境の 保全と活用	(1) 生態系や生物多様性の保全	① 自然環境情報の共有と整備・管理方法への反映 ② 外来生物対策や自然植生復元などの動植物の生息環境づくり
		(2) 地球環境問題等への地域からの対応	③ 環境学習フィールドとしての機能向上 ④ 環境負荷軽減の推進と都市生活環境問題へのアプローチ
課題5	Ⅱ 災害対応の 推進	(3) 緊迫する自然災害への対応	⑤ より具体の発災時想定に基づく連携対応強化による防災力の向上 ⑥ 様々な災害に対応する防災施設の整備
課題6	Ⅲ ユニバーサルデザインの 推進	(4) 誰もが安全・安心に すごせる公園づくり	⑦ 安全で安心な公園のための施設の整備と管理 ⑧ ユニバーサルデザインの推進 ⑨ 誰もが楽しめる利用・健康増進プログラムや憩いの空間の提供
課題7 課題8	Ⅳ 地域活性化への 貢献	(5) 歴史や文化の継承と創造	⑩ 歴史資源や伝統行事の継承 ⑪ 地域文化を育む舞台となる公園づくり
		(6) 地域と一体となった 魅力の向上	⑫ 周辺施設や観光資源とのネットワーク ⑬ 地域活性化の推進 ⑭ 風景美術館 ¹² をめざした景観づくり
課題1 課題2 課題3 課題6 課題7 課題8	Ⅴ 効率的で効果的な公園 整備とサービス	(7) 質の高いサービスの 提供	⑮ 指定管理者制度の効果的運用 ⑯ ニーズ把握を踏まえた施設・サービスの充実 ⑰ 広報、情報発信等の工夫
		(8) 多様な主体との 連携	⑱ 連携の多様化 ⑲ 民間活力の活用（Park-PFI等の活用） ⑳ 連携のための仕組みの推進
		(9) 既存公園の再生	㉑ 公園施設長寿命化計画 ¹⁸ の策定と更新 ㉒ 公園再生の着実な推進
		(10) 都市の魅力をも 高める都市公園整備 の着実な推進	㉓ 都市公園の着実な整備の推進 ㉔ 国と連携したみどりの拠点整備

4-2 「施策展開」の具体例

県立都市公園の特性に応じて、以下に示す施策展開の具体例を参考に、「個別公園の整備・管理計画」を策定します。

● 視点Ⅰ 自然環境の保全と活用

施策の方向性 (1)生態系や生物多様性の保全

公園利用と環境保全のバランスを考慮した県立都市公園の整備や自然環境の維持管理を行うとともに、現況を把握する自然環境調査とそれに引き続くモニタリング調査を行い、調査と連動した計画的な生息環境づくりを行うことで、生態系や生物多様性の保全に取り組みます。

施策展開 具体例

① 自然環境情報の共有と整備・管理方法への反映

- ・ 整備の際には、整備区域での自然環境を把握した上で、保全すべきものを考慮しながら実施します。
- ・ 自然環境の保全、公園利用、近隣住民の生活環境など複数の視点から考慮した樹林地や水辺の維持管理のルールを定め、ルールに基づいた維持管理を実施します。
- ・ 自然環境管理に係る情報の継承と共有化を進め、透明性を確保します。ただし希少種⁷の分布などは公開による影響について、必要に応じて事前に調整を図ります。
- ・ 公園づくりと連動した自然環境モニタリングとして、県立都市公園内の代表的なポイントでの環境変化を把握できるような指標種⁸の調査を実施します。
- ・ 自然環境管理の目標とすべき保全のレベルとその維持管理方法、施設の整備方法を定める際には、専門家の助言を得ながら、手法・人材等を十分に検討した調査方法を決定し、総合的かつ客観的な判断による調査結果の解析によって行います。



目標とした樹種による林を維持するため
他種の幼木等を刈る下草刈り (座間谷戸山公園)



池の生態系の状況を確認し、生物多様性を確保する
ための池のかまぼり (三ツ池公園)

希少種⁷ 数が少なく、簡単に見ることができないような(希にしか見ることができない)種。

指標種⁸ 生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物。

施策展開 具体例

② 外来生物対策や自然植生復元などの動植物の生息環境づくり

- ・ 特定外来生物⁹を持ち込まないよう利用者への啓発に努めるとともに、自然環境調査などにより、特定外来生物が確認された場合は、専門家の助言を得ながら、その除去について検討します。
- ・ 在来生物の生息環境復元やふるさとの原風景再現などを図る区域では、地元産種子等による計画的な植生復元をめざすとともに、繁殖力旺盛な園芸種による悪影響が生じないように注意します。
- ・ 草原の草丈の違いや池の浅深の創出などによる環境多様性の向上と、県立都市公園内外のビオトープの連続性¹⁰を高めることで、多様な種の生息や離れた地域の個体間の交流を誘導します。



外来生物除去作業 アメリカザリガニ（三ツ池公園）



外来生物除去作業 ワニガメ（三ツ池公園）

特定外来生物⁹ 地域の生態系に大きな影響を与えるおそれのある外来種のこと。

ビオトープの連続性¹⁰ 「野生物の生息環境」を意味するビオトープを河川敷や街路樹のような移動経路で結ぶことで、遺伝子の交流を維持し、孤立状態からの衰退を回避します。

施策の方向性 (2) 地球環境問題等への地域からの対応

県立都市公園を舞台とした自然観察や自然の恵みを上手に活かした行事など、五感を使った体験を通じて自然と人間の関わりを学び、地球環境及び都市生活環境問題についても考える機会を多くの方々に提供するための指導者育成やプログラムの充実に取り組みます。

施策展開 具体例

③ 環境学習フィールドとしての機能向上

- ・ NPOや研究機関との協力体制等により指導者となる人材の確保と、養成講座等の設置により指導者となる人材の育成をめざします。
- ・ 教育機関等との積極的な連携により、子どもの野外体験の場としての機能向上をめざします。
- ・ ガイド常駐やガイドブック頒布など、初めて来た方へ対応できる取り組みをめざします。



里山学校 (茅ヶ崎里山公園)



川の生き物観察会 (境川遊水地公園)

施策展開 具体例

④ 環境負荷軽減の推進と都市生活環境問題へのアプローチ

- ・ CO₂発生量の削減等の環境負荷軽減に役立つ新技術の利活用や植物発生物の利活用 (木材利用、堆肥化、木炭化等)、屋上及び壁面の緑化等により、地球環境と地域の自然環境に配慮した公園づくりを推進します。
- ・ ヒートアイランド対策など都市生活環境を考える取り組みの実施をめざします。



屋上緑化 (茅ヶ崎里山公園)



太陽光発電施設 (秦野戸川公園)



管理用電気自動車 (秦野戸川公園)

● 視点Ⅱ 災害対応の推進

施策の方向性 (3) 緊迫する自然災害への対応

防災空間として必要な施設を整備するとともに、関係市町等との連携強化により震災時での対応をまとめた震災時の公園利用計画を策定するなど、施設とそれを使いこなすマンパワーを合わせた「防災力」の向上をめざし、災害発生時の安全と安心を守ります。

施策展開 具体例

⑤ より具体の発災時想定に基づく連携対応強化による防災力の向上

- ・ 東日本大震災や熊本地震発生経験から、震災発生時に当初想定していなかった帰宅困難者や自動車での避難生活者が多数生じている状況を受け、より具体の発災時における県立都市公園利用について検討します。
- ・ 関係市町や地域住民等と連携しながら、地震発生からの時間の経過に応じた震災時の県立都市公園利用計画などを策定します。
- ・ 市町や地域住民等との連携により、防災訓練や公園の防災機能PRを積極的に行い、非常時のスムーズな対応をめざします。また、日頃の公園利用を通じて人間関係やコミュニケーションを深め、災害時に力を合わせた対応ができるような場となる公園をめざします。
- ・ 県立都市公園利用者の安全確保と避難誘導のために、ハザードマップやマニュアル整備、避難訓練の実施等をめざします。
- ・ ゲリラ豪雨など異常気象下での緊急連絡網や洪水時の遊水地水位調整等に係る緊密な協力体制を確立し、有事に備えることをめざします。



自治会連合会合同防災避難訓練
(茅ヶ崎里山公園)



消防署災害ヘリコプター訓練
(保土ヶ谷公園)



横浜、藤沢、大和3市合同水害対策訓練
(境川遊水地公園)

県立都市公園等における地震等の災害応急活動に関する業務協定

(2009(平成21)年6月12日締結)

神奈川県では、一般社団法人神奈川県造園業協会と、県内に地震等により大規模災害が発生した場合に、県所管の県立都市公園等について施設の機能を迅速に復旧、確保するための応急復旧活動への協力に関する協定を締結しています。

県立都市公園等において大規模な被害が発生した場合に、災害応急復旧体制の充実を図り、県立都市公園等の施設の応急措置を迅速に進め、機能を回復させることにより、広域避難地や広域応援活動拠点としての安全性や機能の確保が期待されます。

施策展開 具体例

⑥ 様々な災害に対応する防災施設の整備

- ・ 地域防災計画等での位置づけを踏まえ、地域の防災対策を担う市町と連携しながら、防災ヘリポートや貯水槽などを整備してきましたが、今後は、これまで整備してきた施設について、適切に維持管理を行うとともに、施設の機能向上にも取り組んでいきます。
また、市町や指定管理者と連携して、食料や毛布等、必要な物資の備蓄に努めます。
- ・ 平常時に限らず災害時でも、誰もが安心して避難できる園路の整備等を進めます。



防災パーゴラ・防災ベンチ 通常時は休憩施設だが、災害時にはテント・かまどとして活用（茅ヶ崎里山公園）



東日本大震災における県立都市公園駐車場とパークセンターの避難住民への開放
県、指定管理者、地元市が協力して食料や毛布等の物資と情報を提供（茅ヶ崎里山公園）

● 視点Ⅲ ユニバーサルデザインの推進

施策の方向性 (4) 誰もが安全・安心にすごせる公園づくり

県立都市公園内でのハザード(事故につながる危険性)除去に努めながら、子どもから高齢者、障がい者などの利用を考慮したユニバーサルデザインによる施設整備を進めるとともに、多様な県立都市公園利用プログラムの提供とマナー向上を図り、誰もが気軽に来て、安全・安心に楽しめる県立都市公園をめざします。

施策展開 具体例

① 安全で安心な公園のための施設の整備と管理

- ・ 施設の老朽化などにより、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが高まっているため、日常的な点検と早めの修繕、危険が予測される施設の速やかな使用停止措置等によりハザードを除去します。
- ・ 園内の危険箇所への立ち入り制限や注意喚起のための柵や看板等の設置の他、利用者への安全を図るため、法面对策等を実施します。
- ・ 樹木が成長し密生化し弱った樹木による枯れ枝、倒木が来園者に当たらないよう、日常的な点検と手入れを実施します。
- ・ 繁茂樹木の適正管理等により、不適正な利用を誘発するおそれのある死角を解消します。
- ・ 野生生物による直接・間接の被害を防止、回避又は軽減するため、進入防止柵など必要な施設の整備と管理に努めます。



遊具の点検調査状況 (葉山公園)



手入れが必要な林の増加 (座間谷戸山公園)



鹿の侵入防止柵 (山北つぶらの公園)



手入れが必要な林の増加 (座間谷戸山公園)

施策展開 具体例

⑧ ユニバーサルデザインの推進

- ・ 高齢者、障がい者など誰もが安心して快適に利用できるユニバーサルデザインによる施設整備を計画的に推進します。なお、地形的制約でハード面での対応が困難な場合などには、指定管理者による車イスの貸し出し等、ソフト面による充実を図ります。
- ・ バリアフリー化の情報がわかるマップの配布など、ソフト面の取り組みを行っていきます。



建築物の計画を立てる際に、実際に障がい者から、トイレの設備やスロープの設置などについてご意見をお聞きし、施設整備に反映するなど、ユニバーサルデザインを推進します。

車椅子、幼児連れ、オストメイト(人工肛門・人工膀胱の保有者)に対応できる「みんなのトイレ」(座間谷戸山公園)



プール専用車いす (辻堂海浜公園)

施策展開 具体例

⑨ 誰もが楽しめる利用・健康増進プログラムや憩いの空間の提供

- ・ 障がい者、幼児から高齢者まで様々な方々が楽しめる多様な利用・健康増進プログラムや憩いの空間の提供をめざします。
- ・ 県立都市公園内でのペットや喫煙について、適正な利用を促進するためのマナーの周知徹底をめざします。



体の不自由な方にも楽しんでいただくための
ユニバーサルカヌー(辻堂海浜公園)



辻堂寝たきりゼロ体操(辻堂海浜公園)

辻堂海浜公園では、閉場期のプール活用と地域福祉向上のために、湘南工科大学と協働で、障がい者や高齢者を対象としたカヌー支援プログラムの開発を行っています。将来的には「公」「民」「学」「産」が協働し、地域福祉向上および子供たちの体力向上の役割を果たすとともに、ユニバーサルカヌーによる新しいレクリエーションプログラムを開発することをめざしています。



障がい者への園内案内 (恩賜箱根公園)

ご自身では歩いていくことが難しい場所などを案内します。

● 視点Ⅳ 地域活性化への貢献

施策の方向性 (5) 歴史や文化の継承と創造

歴史資源の保全活用をはじめとする様々な伝統文化の地域拠点として、また地域のシンボルとなるような景観や特徴的な文化活動を発信する公園をめざします。

施策展開 具体例

⑩ 歴史資源や伝統行事の継承

- ・ 地域の歴史資源の保全と利活用に役立つ公園づくりを行います。
- ・ 地域コミュニティ等が行う昔ながらの伝統的な年中行事などへの、場の提供や人材育成、情報発信の支援をめざします。



戦後の宰相吉田茂邸跡の活用（大磯城山公園）



韓国京畿道との友好提携記念で造ったコリア庭園でのマダン（祭り）（三ツ池公園）



戦没船員の碑（観音崎公園）



戦没船員の碑のある広場では、天皇后両陛下御臨席の慰霊式が開催（観音崎公園）



明治時代の陸軍のレンガ建築を活用したパークセンター（観音崎公園）

施策展開 具体例

⑪ 地域文化を育む舞台となる公園づくり

- ・ 「花の名所」など地域のシンボルとなるような取り組みにより、地域の魅力を創出するような公園づくりをめざします。
- ・ 博物館や美術館、各種の文化活動団体等との連携を深め、自然科学、芸術、食文化等の様々な文化創造活動を公園から発信することをめざします。



日本遺産に認定（2016（平成28）年）された明治時代の砲台群でのガイドツアー（観音崎公園）



アートと自然を楽しむ横須賀美術館（観音崎公園）



三浦按針祭観桜会（塚山公園）



浜降祭（茅ヶ崎里山公園）



盆栽教室（三ツ池公園）



観音崎自然博物館と連携した海中観察教室（観音崎公園）

施策の方向性 (6) 地域と一体となった魅力の向上

交通アクセスの状況に合わせた周辺の施設との連携、地元の人々との連携、情報の連携などを深め、公園周辺地域での世代を越えた交流などコミュニティの活性化と地域全体の魅力向上をめざします。

施策展開 具体例

⑫ 周辺施設や観光資源とのネットワーク

- ・ 街路や水辺の空間、市町村公園や民間施設との連携により、遊歩道などのネットワーク形成を促進し、回遊性を高め、地域全体の観光資源として魅力を高めることをめざします。
- ・ 周辺施設等との情報共有を深め、地域全体の認知度、集客能力の向上をめざします。
- ・ 鉄道駅などの拠点からのアクセシビリティ¹¹改善をめざすとともに、各公園へのアクセスについて、ホームページやパンフレット等により、わかりやすく案内していきます。
(バスの増便、歩行者や自転車の利便性の向上、拡大する利用圏域への対応等)



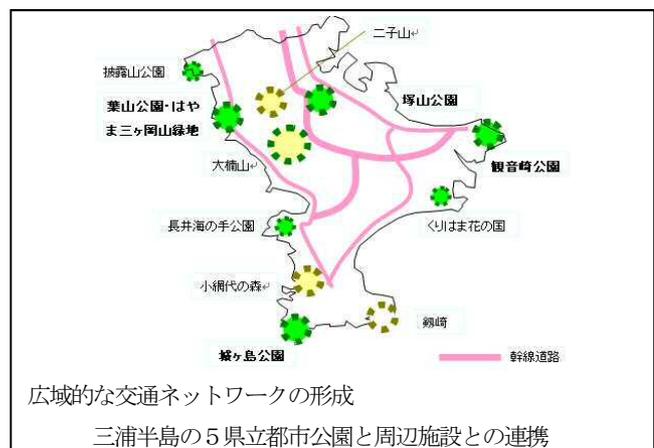
城ヶ島公園と周辺の観光施設を結ぶネットワークの形成促進、地域全体での観光資源としての魅力向上

地図の出典「おすすめ！三浦半島ガイド&マップ」 横須賀三浦地域県政総合センター



地域的な交通ネットワークの形成

茅ヶ崎里山公園、茅ヶ崎駅、サザンビーチ等を結ぶ茅ヶ崎市コミュニティバス



広域的な交通ネットワークの形成

三浦半島の5県立都市公園と周辺施設との連携

アクセシビリティ¹¹ 高齢者・障がい者を含む誰もが、さまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合い。

施策展開 具体例

⑬ 地域活性化の推進

- ・ 県立都市公園周辺観光の紹介や地域の農水産物を活用する地産地消に着目した行事実施など、地元の経済活性化への波及効果を意識した取り組みをめざします。
- ・ 県立都市公園にふさわしい地元主催イベント等の企画と連携し、人材育成や、情報共有などの協力・支援を実施することにより、地域コミュニティの活性化をめざします。
- ・ 「花の名所」や「歴史資源」を活用した施設等を整備し、テーマ性のある魅力的な地域づくりを支援することにより、観光振興、地域活性化をめざします。
- ・ 外国人の方が快適に県立都市公園を利用できるよう、案内の多言語化等の充実を図ります。



辻の盆 盆踊り (辻堂海浜公園)

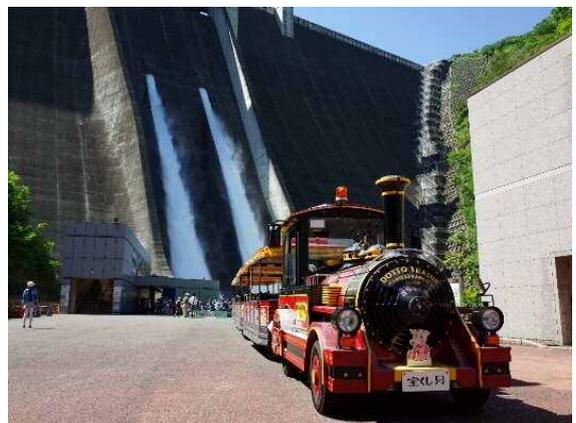


機織りと染色の体験施設 (あいかわ公園 「工芸工房村」)

地元の様々な団体が参加して盛り上げるイベント (辻堂海浜公園)、伝統工芸の創作体験 (あいかわ公園) を通じて地域への関心を高め、来園者と地域の交流を図る場の創出などを行っています。



恩賜箱根公園の4カ国語パンフレット(中国語版)



ダム観光放流と公園との連携 (あいかわ公園)

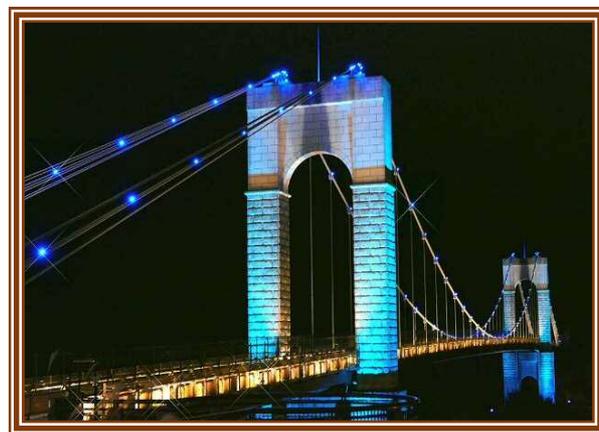
施策展開 具体例

⑭ 風景美術館¹²をめざした景観づくり

- 公園の外からの風景、公園内の風景、建物等そのものの美観を整え、いくつもの名画を擁する美術館のような、外国人観光客の方にもSNSやインスタグラムで紹介してもらえるような県立都市公園をめざします。



日本さくらの名所100選（三ツ池公園）



風の吊り橋ライトアップ（秦野戸川公園）



山並と公園橋とチューリップの花景色
（秦野戸川公園）



庭園ライトアップ（大磯城山公園）



湖畔展望館からの富士山
（恩賜箱根公園）

風景美術館¹² 施設外からの景観や施設内の景観が優れており、多くの風景画を擁する美術館のような施設を「風景美術館」と表現しました。



優れた景観を維持するため、由緒ある樹木などの手入れには経験豊富な専門家による適切な作業を継続することが必要です。
（恩賜箱根公園）

● 視点Ⅴ 効率的で効果的な公園整備とサービス

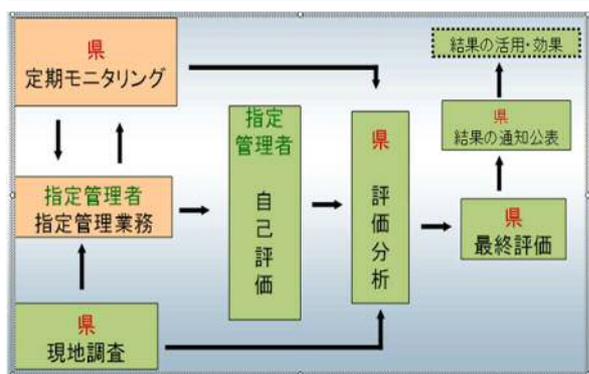
施策の方向性 (7) 質の高いサービスの提供

指定管理者制度を効果的に運用しながら、利用者ニーズを把握し、それを踏まえた施設やサービスの充実を図るとともに、広報や情報発信等の工夫を行うことによって、質の高いサービスの提供をめざします。

施策展開 具体例

⑮ 指定管理者制度の効果的運用

- ・ 管理状況を適切に評価し、維持管理と運営管理の継続的な改善を図るとともに指定管理者の創意と工夫による積極的な自主事業¹³の提案と実行を促します。
- ・ モニタリングにより、県立都市公園の指定管理事業が提案どおりに実施され、公園管理の品質が十分に確保されていることを確認するとともに、外部評価委員会により事業実施状況について適切に評価することで、公園の一層の質と利用サービスの向上を図ります。
- ・ 既存ストックを活用した効率的な利用促進プログラムの実施を促します。



指定管理業務評価の仕組み 適切な業務執行・効率性確保の確認、利用者ニーズ・社会ニーズ等への対応のモニタリングを行い、必要に応じて改善指導を行う。



指定管理者の自主事業によるバーベキュー場
(茅ヶ崎里山公園)

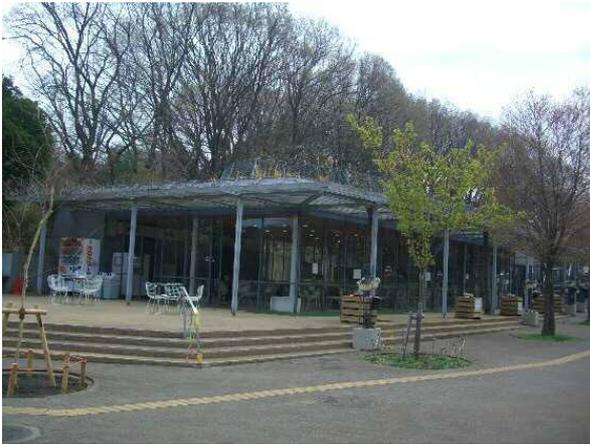
○ 県が質の高いサービスを提供するために活用する、指定管理事業の手法

- 自主事業¹³ : 県立都市公園の設置目的（整備・管理計画）に沿って、県との指定管理業務契約の範囲で、指定管理者が自らの財源により自主的に実施する事業です。
- 利用促進事業 : 県立都市公園の設置目的（整備・管理計画）に沿って、県との指定管理業務契約の範囲で、指定管理者が公園の利用促進のために実施する事業です。
- 附帯事業 : 県立都市公園の設置目的（整備・管理計画）に沿って、「駐車場」及び「自動販売機」の運営を指定管理者が実施する事業です。過去の収入実績分（指定管理者の公募の際に県が示した前期の実績額を参考に、指定管理者が提案した収入額）は指定管理費積算額より差し引かれ、提案額を上回る分は指定管理者の利益となります。
- 利用料金制事業 : 県立都市公園の設置目的（整備・管理計画）に沿って、利用者から利用料金を徴収する施設について、指定管理者が運営を実施する事業です。過去の収入実績分（指定管理者の公募の際に県が示した前期の実績額を参考に、指定管理者が提案した収入額）は指定管理費積算額より差し引かれ、提案額を上回る分は指定管理者の利益となります。
- 維持管理事業 : 県立都市公園の設置目的（整備・管理計画）に沿って、指定管理業務契約の範囲で指定管理者が公園の植物管理、施設点検・修繕・清掃等を行う事業です。

施策展開 具体例

⑩ ニーズ把握を踏まえた施設・サービスの充実

- ・ 利用実態や満足度の調査を継続的に実施し、ニーズ把握に努めます。
- ・ 様々な利用者等からの施設やサービスについてのご意見を基に、関係者と調整を行い、その県立都市公園の個性や必要な機能に合致させながら、ニーズに対応した質の高い施設・サービスの提供をめざします。
- ・ 県立都市公園の利用促進のため、新規利用者となる方々のニーズの把握も実施します。



眺めの良い休憩場所のニーズに対応した環境共生型パークセンター（三ツ池公園）



ニーズ対応で施設を増やしたバーベキュー場
（七沢森林公園）



ニーズを反映させ整備した多目的グラウンド
（境川遊水地公園）

施策展開 具体例

⑰ 広報、情報発信等の工夫

- ・ マスメディアだけではなくあらゆる関係者と良好な関係を築き上げるため、プレスリリースの作成・配信、PR誌の作成、ウェブサイトの運営、各種見学会など、体系化した広報業務による情報発信に努めます。
- ・ 子ども、高齢者、体の不自由な方など、対象を絞ったサービスやプログラムを企画するとともに、関連メディアへの情報発信を行います。
- ・ これまで県立都市公園に来る機会が少なかった方々への周知や利用促進を図るため、ホームページやパンフレットの工夫により、公園の魅力や、電車・バス等による県立都市公園へのアクセス方法をわかりやすく案内していきます。



マスコットキャラを活用した広報活動
(かながわグルメフェスタ 2016 厚木中央公園)



高速道路PRイベントでの広報活動
(圏央道・菖蒲SA 埼玉県久喜市)



ボランティア・NPO との連携により開催した新春フェスタ
(境川遊水地公園)



SNS 等を活用した広報活動 (辻堂海浜公園)

施策の方向性 (8) 多様な主体との連携

公園づくりへの様々な形での参加を通じて、県立都市公園への愛着が深まるように、県立都市公園に集まった人々の連携のための仕組みを推進し、公園施設や県立都市公園サービスの充実をめざします。

施策展開 具体例

⑩ 連携の多様化

- ・ 地域住民やNPO等による花壇や里山、公園施設等の維持運営管理への参加、民間事業者や団体による新技術の試験施工、寄付、ネーミングライツ（命名権）など、様々な形での参加や連携を通じて、公園を身近に感じ、公園への愛着を深めていただき、施設やサービスの充実を図ります。
- ・ 地域やNPO等からの提案による新しい取り組みの事例として、例えば、災害時を想定した防災キャンプについては、一部の公園においてモデルケースで実施し、その結果を踏まえ、継続した取り組みや、他の公園への取り組みの拡大が行われています。今後も、新しい取り組みの提案があった場合には、まずはモデルケースで実施していくことなどについて検討します。



ネーミングライツパートナー制度¹⁴の導入(保土ヶ谷公園)

ネーミングライツパートナー制度¹⁴

契約により県の施設等に「愛称」として団体名・商品名等を付与していただき、その代わりに対価をお支払いいただくものです。その対価の一定割合を施設の整備等、県民サービス向上のための取り組みに充てます。



NPOが運営するドッグラン (相模原公園)



利用者の管理への参加事例： 相模原公園では、公園全体の活性化の話し合い等で、犬のマナーについての意見を数多くいただいたことから「人と犬が共に楽しめる公園づくり懇話会」を立ち上げ、芝生広場の一部への犬立ち入り禁止エリア設定など公園のエリア分けとマナーアップを両輪とした利用者参加による人と犬の共存のための取り組みを実施しました。

犬専用エリアの利用者による自主的な運営体制を前提とした公募に応じたNPO法人が、県と調整し、利用者＝管理者となる会員登録制により利用者が自ら管理運営を行い、ボランティアで、ドッグランを安全・安心に運営しています。

新しいタイプの公園づくりは、利用される方の積極的な運営管理への参加など、多様な方との連携が成否の鍵を握っています。

施策展開 具体例

⑱ 民間活力の活用（Park-PFI等の活用）

- ・ 県立都市公園事業は、指定管理者・民間事業者・NPO・県民等と多様な主体との連携により進めていますが、財政面での制約が厳しくなる中、民間事業者の資金・人的資源・ノウハウといった活力を、今後一層、県立都市公園の整備・管理に生かしていく必要があります。これまでも、県立都市公園の整備・管理目的に沿うものについては、民間事業者による公園施設の設置や管理を許可し、より良い公園サービスの提供を行っていますが、今後、更にその積極的な活用を図ります。
- ・ 県では、2001(平成13)年にPFI¹⁵を活用した県立都市公園再整備を実施していますが、2017(平成29)年に都市公園法の一部改正により、「公募設置管理制度（Park-PFI¹⁶）」が創設されたことを踏まえ、今後、更なる魅力の向上を図るため、地域資源を活かし各県立都市公園の設置目的に沿う形で、Park-PFIの活用を検討します。
- ・ 民間事業者は、地域清掃、環境教育、緑化活動をはじめとするCSR¹⁷ などに取り組んでおり、県立都市公園において、こうした様々な企業活動との連携を検討します。

PFI¹⁵ 「PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」
公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

Park-PFI¹⁶ (2017(平成29)年6月制定 出典：国土交通省HP)

公園施設の整備に民間利益を活用する方法。2017(平成29)年度の都市公園法改正時に創設された制度です。
都市公園ストックが一定程度蓄積されるものの、施設の老朽化が進行し、その魅力を十分発揮できない公園もあり、今後人口減少が進み財政制約等も深刻化する中で、公園施設を適切に更新し、都市公園の質を向上させることが重要となっているため、国により、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度（Park-PFI）」が創設されました。

CSR¹⁷ 「Corporate Social Responsibility : コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ」(出典：経済産業省HP)

「企業の社会的責任」とは、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方を指します。



PFIで再整備した新江ノ島水族館（湘南海岸公園）

<制度を活用した公園整備イメージ>



「公募設置管理制度（Park-PFI）」

施策展開 具体例

㊸ 連携のための仕組みの推進

- ・ 管理運営での多様な主体との連携を進めるため、公園協議会等、協働作業や情報交換の場づくりを行い、管理者と県民、NPO、民間事業者の相互パートナーシップを深めることをめざします。
- ・ 知識と責任感を持ったコーディネーターを育成するための講座設置、幅広い人材の参画のための呼びかけなどによる連携・協働の人材確保をめざします。

県立座間谷戸山公園 自然観察マップ



県民協働での池の手入れ (座間谷戸山公園)



県民協働での外来種防除 (座間谷戸山公園)

座間谷戸山公園では、公園内で活動する団体などにより、里山としての貴重な緑や多彩な動植物を保全し、自然生態観察公園としてふさわしい谷戸山公園の管理運営や利用のあり方を協議し、かつ、行動することを目的とした運営会議が組織されています。

県と指定管理者の支援のもと、管理運営の具体的方法又は方針に関する意見交換及び提案、調査及び保全、会員相互の活動及び公園のイベント日程等の調整、勉強会の開催及び視察研究などを行っています。

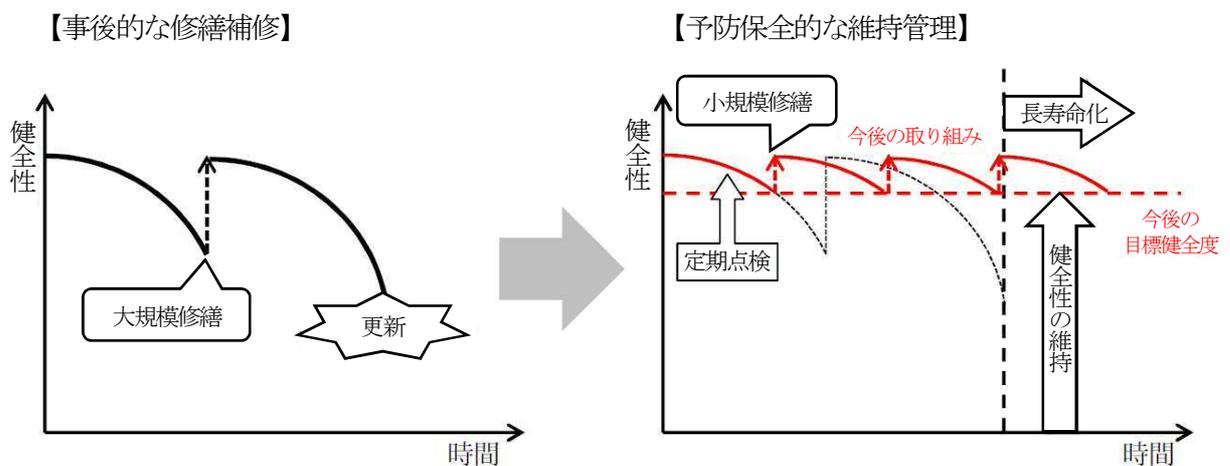
施策の方向性 (9) 既存公園の再生

施設の老朽化に対応するコストの平準化や低減を図るとともに、利用者ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、費用対効果を考慮しながら公園再生に取り組みます。

施策展開 具体例

㉑ 公園施設長寿命化計画¹⁸の策定と更新

- 「公園施設長寿命化計画」を策定・更新し、事後的な修繕補修から予防保全的な維持管理への転換を推進することにより、施設の維持管理に要する負担を平準化するとともに、ライフサイクルコストの低減を図ります。その際には、単純な施設の延命だけでなく、利用者ニーズ・社会的ニーズに照らした機能変更や、施設集約等も含め、より効率的な更新手法の検討も行います。



公園施設長寿命化計画¹⁸ 計画的で適切な施設点検及び維持管理を行うことにより、公園施設の長寿命化を図るための計画。施設の長寿命化に伴い、維持管理に要する負担を平準化し、ライフサイクルコストを低減させることが可能となります。



老朽化した転落防止柵（座間谷戸山公園）

施策展開 具体例

㊦ 公園再生の着実な推進

- 公園再生の計画策定にあたっては、ライフサイクルコストや選択と集中といった視点を持って、費用対効果をより高められるよう検討します。また、ハード・ソフト両面による相乗効果が得られ、公園再生が地域活性化にもつながる計画とします。
- 既存公園施設については、利用者などのニーズに照らし老朽化による更新のタイミングに合わせて、機能変更や施設集約等も含めて、より効率的な手法で公園再生が図れるように検討します。
- 既存公園施設の更新にあたっては、民間の活力を取り入れる方法も検討します。
- 公園整備や再整備を検討する際には、広域交通網の整備進捗に合わせ、駐車場スペースについても検討していきます。



子ども連れニーズに合わせて再生したプール（保土ヶ谷公園）



駐車台数と営業時間を拡大し再生（三ツ池公園）



民間活力の導入による地域活性化（湘南海岸公園）



再整備による人工芝導入（保土ヶ谷公園）

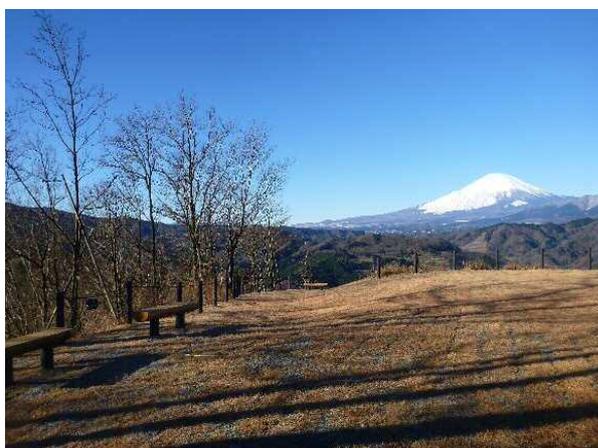
施策の方向性 (10) 都市の魅力を高める都市公園整備の着実な推進

様々な工夫を凝らしながら、県立都市公園の整備を進めるとともに、国と連携して、みどりの拠点整備に取り組みます。

施策展開 具体例

㊸ 都市公園の着実な整備の推進

- ・ 県民の憩いの場となり、防災等の多様な機能を担う県立都市公園について、都市計画決定済みの公園の未開園区域などを対象として、県民ニーズを把握しながら、着実な整備推進を図ります。
- ・ 整備にあたっては、財政的な制約がある中で、他事業との連携、P a r k-P F I の活用、地権者の協力を得て緑地を保全する手法なども考慮し、段階的な対応を含め、どのように取り組んでいくか検討を行いながら進めていきます。



山北つぶらの公園（2017（平成29）年3月に一部開園）



境川遊水地公園（今田地区整備状況：河川事業との連携）

施策展開 具体例

㊤ 国と連携したみどりの拠点整備

- ・ 神奈川県を持つ歴史資源、自然環境資源、景観資源を最大限活用し、国と連携・協力し、様々な施策を組み合わせ、観光振興や地域活性化に資する良好な緑空間や生活空間の確保に努めます。
- ・ 「明治150年」関連施策の一環として、国・県・大磯町の連携の下、明治期の歴史や意義等を次世代に遺していくため、「明治記念大磯邸園」の整備に取り組み、伊藤博文邸を中心とした建物群や緑地の一体的な保存・活用を図ります。
- ・ 首都圏広域地方計画¹⁹や三浦半島公園圏構想²⁰など国、県の計画に位置づけられ、首都圏で数少ないまとまりのある緑を持つ三浦半島エリアについて、環境保全と地域活性化を両立させるみどりの拠点として、国営公園の検討・誘致を推進します。



伊藤博文の本宅であった滄浪閣の活用
(明治記念大磯邸園・大磯町提供)



三浦半島国営公園の誘致活動（湘南なぎさフェスタ）



誘致促進に向けた機運醸成のための活動（大楠山地区でのガイドウォークと湘南国際村でのイベント参加）



首都圏広域地方計画¹⁹（2016（平成28）年3月策定 出典：国土交通省関東地方整備局HP）

首都圏における国土形成の方針、必要とされる主要な施策を定め、新しい首都圏の実現に向けた地域の戦略を明らかにした概ね10年間の計画。広域首都圏の安全・安心を確保しながら、東京の有する世界都市機能の強化を図るとともに、面的に広がる交通ネットワークなどインフラのストック効果を最大限に活用し、様々な方向にヒト・モノ・情報等が行き交う首都圏の構築を目指した計画です。

三浦半島公園圏構想²⁰（2006（平成18）年3月策定 神奈川県企画部政策課）

自然環境の悪化や、産業の停滞による地域活力の低下、交通渋滞などの地域の様々な課題の解決に資するため、「貴重な“みどり”と“うみ”の保全・活用」及び「うるおい、にぎわい、活力ある三浦半島の地域づくり」をめざすものであり、三浦半島の住民が快適に暮らせることはもちろん、首都圏や海外からも多くの人々が訪れ、楽しみ、癒され、満足できるよう、半島全体を魅力ある公園のような空間（公園圏）としていくことをめざしています。

4-3 「整備」と「管理・運営」の基本的な考え方

4-1と4-2では、課題に対応した「視点」と「施策の方向性」を示しましたが、ここでは「整備」と「管理・運営」に区分し、それぞれの観点から基本的な考え方を整理しました。

(1) 公園の「整備（再整備を含む）」について

県立都市公園が成立した経緯、果たしてきた役割、社会情勢に起因する政策課題への対応、市町との役割分担等を踏まえ、県が行う都市公園整備についての考え方を整理しました。

ア 特長ある資源の保全活用と県民ニーズへの対応

それぞれの県立都市公園が有する優れた自然環境、景観資源、歴史資源など、特長ある資源について把握し、生物の生息の場の提供などグリーンインフラとしての視点も踏まえ、その保全と活用を図り、県立都市公園整備に役立てていきます。

また、利用者と社会のニーズの把握に努め、利害関係者等と調整しながら施設整備やサービスの充実を図ります。

イ 公園整備における多様な主体との協働

県立都市公園の整備計画を策定する際には、指定管理者をはじめ、県立都市公園利用者や地元関係者、有識者等広く外部の意見を取り入れるように努め、防災やバリアフリー化など個別の分野に係る具体的な施設づくりには計画段階から知見豊かな県民や市町村関連部局などの参画を進めます。

また、実際の施設整備においては安全確保などに配慮しつつ、県民が整備に参加する機会を増やす等、県立都市公園への愛着が深まるよう検討していきます。

ウ 効率的な公園整備

道路や河川など他事業施設と一体的な利活用の可能なオープンスペースや県が先導するまちづくり等と連携する緑地空間などでは、効率的な公園整備が期待されます。

また、整備後20年間を経過した公園は、老朽化や社会ニーズ等の大きな変化が想定されることから、県立都市公園再生（再整備）の検討が必要な場合があります。その際には、策定済みの公園施設長寿命化計画についても、利用者ニーズや社会的ニーズの変化に照らし、施設集約の検討も含め、必要に応じて、計画内容の見直しを行いながら、予防保全的な補修等の対応と併せて、トータルコストの軽減と予算の平準化に努めます。

(2) 公園の「管理・運営」について

指定管理者制度導入の結果、導入前と比較し、イベント等利用促進の取り組みなどが質及び量ともに向上するといった一定の効果があがっていますが、今後とも指定管理者とともに管理の効率化や利用者の視点に立った管理に努めるため、以下の考え方を整理しました。

ア 公園の個性に応じた管理運営方針の明確化と実施

県立都市公園は設置年代及び立地条件、施設内容等が多岐にわたっており、管理運営内容も異なっているため、県は公園毎の管理運営方針を詳細に示し、これに則って指定管理者の募集や協定締結を行うとともに、管理運営を進めるものとします。

イ 県と指定管理者の役割の明確化

県立都市公園の整備と管理は一体であるため、県は施設整備や改修にあたって指定管理者と協

議を行い、実施するとともに、コンセプトや施設の詳細についての説明を行うなど、引継ぎを十分にいき、指定管理者はその機能を発揮するよう、良好な管理に努めるものとします。

利用及び利便性向上のために、大規模な樹林地保全、経年劣化や構造に起因する施設の改修などは県の役割とし、通常の管理運営や更なる利用者サービスの向上及び管理運営の効率化につながる施設の整備などは指定管理者の役割とすることを基本とします。

管理施設の改修や修繕、及び管理運営に係るリスク分担についても役割を明確にして、県と指定管理者は、それぞれの役割分担と責任の下、連携して管理運営を進めるものとします。

ウ 指定管理者制度の効果的な運用

指定管理者は、県から示された各県立都市公園のコンセプトや管理運営方針をもとに、各々の独自性を加味し、県と協議の上、事業計画書及び年度協定書を作成し、これに則って適正な県立都市公園の管理運営に努めるものとします。

指定管理者は、県立都市公園という公の施設の管理を行っていることを十分に認識し、様々な自主事業により得た収益も活用し、公園の利用促進や品質の向上につながる取り組みを独自に行うことが望まれます。

県は、指定管理者に対し適切な事業執行が確保されているか、また効率性が確保されているかなどを確認し、必要に応じ改善指導を行うことで適切な管理運営を確保します。

県は、将来にわたって公園環境の維持と保全や多様な利用者ニーズ、社会ニーズの変化などの対応や改善について、総合的な管理運営の視点から常にモニタリングし、必要に応じて改善指導を行い、県立都市公園の品質の向上を図ることで、利用者サービスのさらなる向上を図ります。

指定管理者に対する客観的な評価を行うことで、県立都市公園の指定管理事業が提案どおり実施され、公園管理という品質が十分確保されていることを指定管理評価委員会等を活用して確認するとともに、県立都市公園の一層の質と利用者サービスの向上を図るものとします。

エ 公園管理における多様な主体との協働

県と指定管理者の役割分担を明確にし、お互いの責務の下で、協力しつつ、地域やNPO、民間事業者等の団体、ボランティアなど多様な主体と協働で県立都市公園の管理運営を行うものとします。

県及び指定管理者は、利用実態の把握に努め、県立都市公園の近隣居住者の意見も聞きながら、適切な利用が図られるよう公園連絡協議会などの交流の場づくりに努めるものとします。

公園管理者に対する苦情、要望等の問題解決については、施設の改善、パトロールの強化、職員の指導などに努めていますが、最終的には利用者のモラルに期待する場合もあることから、利用者間の話し合いの場を設けることなどの検討を行います。

オ 今後の管理運営の展開

単体の県立都市公園としてだけでなく、県立都市公園同士のネットワークや公園から周辺の市町の公園緑地へのネットワーク拡大・連携をすすめ、統一的な情報発信等に取り組みます。

将来管理形態を意識した指定管理者の選定や、地理的な条件又は利用特性の共通性によるブロック単位での委託など、県立都市公園の特性に合わせた指定管理者制度の運用に取り組むとともに、これまでの指定管理者制度の検証を行い、より一層の管理運営の向上を図ります。